

平成27年1月より

高額療養費制度が見直されます

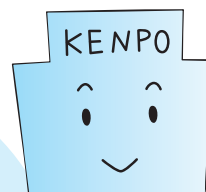
？ 高額療養費制度とは

健康保険には、医療費が高額になって、自己負担額が上限を超えたとき、払い戻しを受けられる制度があります。これが「高額療養費制度」です。つまり、医療費がどんなに高額*になっても、1ヶ月当たりの自己負担額は、決められた額を超えないしくみになっています。

*健康保険適用分のみ。

？ 改正のポイントは

現在、1ヶ月当たりの上限額は所得によって3区分に分かれていますが、見直し後は、低所得者に配慮しつつ、負担能力に応じた負担を求めるという観点から、所得区分を3区分から5区分にし、きめ細かい自己負担限度額が設定されます(70歳未満)。



医療費の
払い戻し
区分が変わります!



現行

区 分	1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額53万円以上	150,000円+(総医療費-500,000円)×1%	83,400円
一 般	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
低所得者(被保険者が住民税非課税者)	35,400円	24,600円

見直し後

(平成27年1月より)

区 分		1ヶ月当たりの自己負担限度額	多数該当
標準報酬月額	83万円以上	252,600円+(総医療費－842,000円)×1%	140,100円
	53万円～79万円	167,400円+(総医療費－558,000円)×1%	93,000円
	28万円～50万円	80,100円+(総医療費－267,000円)×1%	44,400円
	26万円以下	57,600円	44,400円
低所得者(住民税非課税者)		35,400円	24,600円

※多数該当…高額療養費として払い戻しを受けた月数が直近12ヶ月間で3回以上あったとき、4回目から自己負担限度額が引き下げられます。

※食事代や、差額ベッド代など保険適用とならないものは対象外です。

※同一医療機関での1ヶ月の総医療費からの算出となり、入院と通院は別々の扱いになります。

※同一世帯で同月に同一医療機関に21,000円以上の支払いがあった場合は合算されて再計算となり、自己負担限度額を超えた場合は高額療養費が支払われます。

医療費が高額になりそうなときは、「限度額適用認定証」の申請を!

医療費が高額になったとき、払い戻しを受けられる「高額療養費制度」ですが、上限額を超えた分が払い戻されるまでには診療月から3ヶ月以上かかります。そんなときに便利なのが「限度額適用認定証」。「限度額適用認定証」を医療機関で提示すると窓口での支払いが、自己負担限度額までとなります。入院や通院で医療費が高額になりそうなときには、事前にご申請ください。

※高額な医療費が発生してからでも申請できますが、申請書受付月より前の月の分は適用されない場合があります。その場合には、通常通り、後日払い戻しとなります。

高額療養費、限度額適用認定証について詳しくは健保組合ホームページをご参照下さい。

横河電機健康保険組合 <http://www.yokogawakenpo.or.jp/>

⇒「こんなときの手続き」⇒「病気がやけが」⇒「医療費が高額になったとき」(平成26年11月中旬HP改定予定)

限度額適用認定証の申請・高額療養費制度についてのお問い合わせ TEL.0422(52)5521